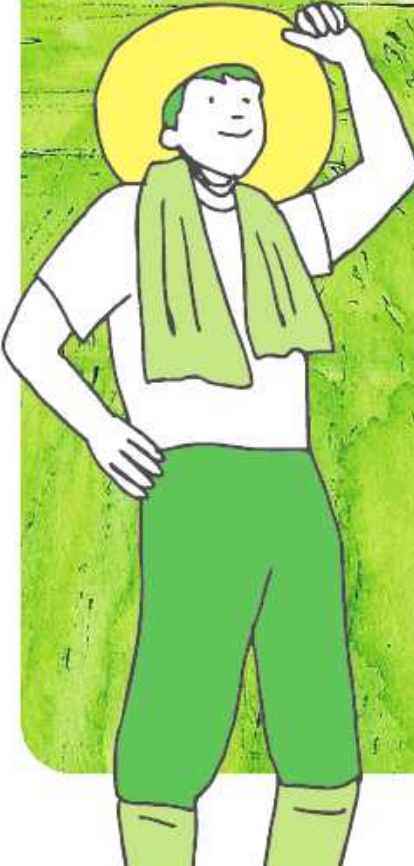




安心の農業経営が、
豊かな地域へとつながる。



NOSAI のあらまし



香川県農業共済組合

NOSAIが守る明日の農業経営

NOSAI団体は、70年以上にわたり国の農業災害対策の基幹である農業共済事業を実施し、自然災害等による農産物被害を補償してきました。平成31年からは、自然災害に加え、価格低下をはじめとするさまざまな収入減少リスクを補償する、収入保険事業を実施しています。

近年は、豪雨や地震など甚大な自然災害が各地で頻発する他、国際情勢の変化に伴う生産コストの上昇など、農業経営は今まで経験したことのないリスクにさらされる中、NOSAIの役割はますます重要となっています。

農業保険法 第1条

この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によつて農業者が受けることのある損失を補てんする共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によつて農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もつて農業の健全な発展に資することを目的とする。

NOSAI の理念

農業は 緑 土 水 を守り
豊かな食料を供給する産業です
わたくしたちNOSAIは
みずからの知と技を磨き
信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め
日本農業の発展と
うるおいのある社会づくりに貢献します

農業保険の種類

農業共済事業

制度共済…国から実施が求められ、掛金助成があるなど国も一緒になって運営する事業

■**農作物共済**(水稻、麦)

■**家畜共済**(牛、馬、豚)
死亡廃用共済、疾病傷害共済

■**果樹共済**
収穫共済(うんしゅうみかん、いよかん、指定かんきつ、ぶどう、なし、もも、かき、くり、キウイフルーツ)
樹体共済(キウイフルーツ)

■**畑作物共済**(大豆、茶)

■**園芸施設共済**(特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用)

任意共済…農家の自主的な相互扶助を基本に組合が実施する事業

■**建物共済**(建物およびその建物に収容されている家具類、農機具など)
火災共済、総合共済

■**農機具共済**(トラクタ、コンバイン、田植機などの農機具)
損害共済、更新共済

収入保険事業

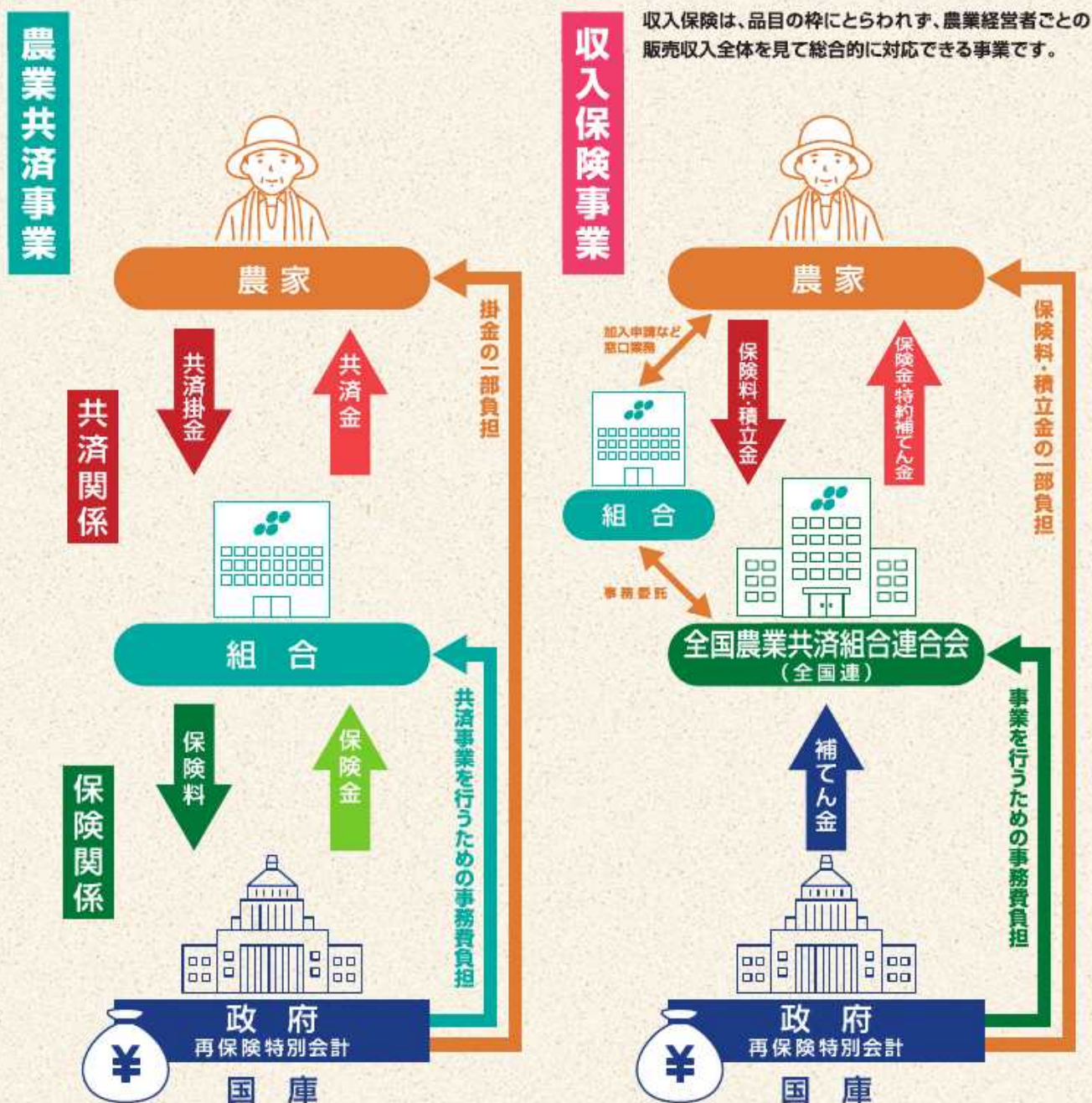
損害防止事業

組合では、農作物、家畜、果樹等の損害を未然に防止するため、損害防止活動に努めています。また、家畜診療所を設置し、家畜の診療や事故防止の業務も行っています。

農業保険制度で

- 農業共済は、災害時の損失を補てんすることで、安定的に継続した農業経営を支援する役割を果たしています。
- 収入保険は、農業経営のさまざまなリスクを総合的に補償します。
- 制度共済事業と収入保険事業は、組合および国が責任を持ち合い運営している農業者のための公的な制度です。また、低被害農家の共済掛金が安くなるよう危険段階別共済掛金率を設定し、公平な負担を図ります。
- 損害防止事業を積極的に展開しています。

農業保険制度



農業経営は安定

組合の組織は

農業共済組合は

国の農業災害対策の重要な柱である「農業保険制度」の実施主体として公共的な性格を有し、その使命を果たすための社会的責任を負っています。そのため、法令等遵守に関しては民間組織以上に徹底することに取り組んでいます。



「総代」は、

組合員から選ばれます。総代会は組合の意思を決定する機関です。ここで決められた定款、事業規程、事業計画等によって組合が運営されます。

「組合員(加入農家)」は、

総代をとおして農業共済事業の実施、運営に参加します。

「監事」は、

組合の財務会計および業務執行の状況を監査し、組合の業務が適正かつ合理的に行われているかどうかを監視し、必要があれば是正の措置をとることができます。

「共済部長」は、

農業共済組合の協力機関として、集落またはこれに準ずる地区ごとをお願いしています。共済部長は、組合長が理事会の承認を得て委嘱します。農業の多様化とともに、農業共済事業の種類も、補償内容も充実してきました。このようなことから、共済部長の任務はますます重要なものになっています。

「損害評価員」は、

農家から被害申告のあった耕地や樹園地の調査(検見)を行う役割などをお願いしています。組合長が理事会の承認を得て任命します。

「損害評価会委員」は、

損害防止や損害の認定に関する重要事項について調査審議します。被害申告のあった耕地、樹園地の抜取調査も行います。組合長が総代会の承認を得て任命します。

農作物 共済



加入できるのは

水稻、麦です。水稻および麦の耕作面積の合計が10a以上あることが加入要件です。加入は、耕作する全ての耕地を加入しなければなりません。

共済責任期間は

水稻は本田移植期（直播の場合は発芽期）、麦は発芽期から収穫までです。

引受方式は

半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式

※全相殺方式、災害収入共済方式の選択には加入要件があり、JAへの出荷実績が把握できる場合に限ります。また、全相殺方式では確定申告関係書類からも基準単収を算定できます。

対象となる災害は

半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式

風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震や噴火を含む）による災害、火災、病虫害、鳥獣害など。（業害等人為的な災害は含まない）

災害収入共済方式

災害収入共済方式に関しては、上記災害による減収に加え、品質の低下を伴う生産金額の減少が対象になります。

共済金額は

半相殺方式

$$\text{kg当たり}^{\ast 1} \times \text{耕地ごとの基準収獲量の合計} \times \text{補償割合 (8割、7割、6割)}$$

全相殺方式

$$\text{kg当たり}^{\ast 1} \times \text{耕地ごとの基準収獲量の合計} \times \text{補償割合 (9割、8割、7割)}$$

地域インデックス方式

$$\text{kg当たり}^{\ast 1} \times \text{統計単位地域ごとの基準収獲量の合計} \times \text{補償割合 (9割、8割、7割)}$$

災害収入共済方式

$$\text{基準生産金額}^{\ast 2} \times \text{補償割合 (9割、8割、7割)}$$

※1 kg当たり共済金額は、前年度の米価、麦価を基準として、毎年農林水産大臣が定める金額のうちから、農家が選択して定める。

※2 基準生産金額は、その年の天候を平年並みとし、肥培管理も普通一般並みに行われたとして得られる平年的な生産金額。

共済掛金は

$$\text{共済金額} \times \text{共済掛金率} - \text{国の負担分}$$

で算出します。

共済掛金は国と農家で負担し、国がおおむね5割を負担します。種類ごと、品種ごと、農家ごとに決められます。（危険段階別共済掛金率適用）

共済金の支払いは

半相殺方式

農家の被害耕地にかかる減収量がその農家の基準収獲量の2割（または3割、4割）を超える減収があったとき、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

全相殺方式

農家ごとに減収量の合計が、基準収獲量の1割（または2割、3割）を超える減収があったとき、共済金を支払います。JAへの出荷実績等により数量調査を行います。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

地域インデックス方式

農家ごとに基準収獲量（市町の過去5カ年の統計単収の中層3カ年平均）を定め、当年の統計単収が基準収獲量の1割（または2割、3割）を超える減収があったとき、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

災害収入共済方式

基準生産金額を定め、その1割（または2割、3割）を超える減収があったとき、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額}^{\ast} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}}$$

※共済限度額は、基準生産金額×9割（または8割、7割）。

一筆全損特例

全ての方式に標準で附帯しています。収穫皆無（全損）となった圃場がある場合、10割減収と評価して共済金を支払います。

一筆半損特約

収獲量が5割以上減収した圃場がある場合、坪刈り等の実測調査を要せずに5割の減収として評価し共済金を支払います。

家畜共済



加入できるのは

包括共済(下記表から個別共済を除く)では、加入資格があるものは全頭加入しなければなりません。ただし、子牛※1や胎児※2の加入は農家の選択です。

※1 子牛は、出生後第4月の月の末日を経過しない牛。

※2 胎児は、母牛に対する授精後240日以上または受精卵移植後233日以上に達したもの。

1. 死亡廃用共済	
①搾乳牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの
②育成乳牛	満24月齢未満の乳牛の雌と胎児のうち乳牛であるもの
③繁殖用雌牛	満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの
④育成・肥育牛	搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌牛、種雄牛以外の牛と胎児のうち乳牛でないもの
⑤繁殖用雌馬	満36月齢以上の馬の雌であって繁殖に供されるもの
⑥育成・肥育馬	出生の年の末日を経過した馬で、繁殖用雌馬と種雄馬以外の馬
⑦種豚	出生後第5月の末日を経過したもの
⑧特定肉豚	出生後第20日の日(その日に離乳していないときは離乳した日)に達しているもので、家畜共済事務取扱要領に示される加入条件を満たすもの
⑨群単位肉豚	出生後第20日の日(その日に離乳していないときは離乳した日)に達し第8月の末日を経過していないもの
⑩個別共済	乳用種雄牛、肉用種雄牛と種雄馬であって、家畜改良増殖法による証明書の交付を受けているもの
2. 疾病傷害共済	
①乳用牛	搾乳牛と胎児以外の育成乳牛
②肉用牛	繁殖用雌牛と胎児以外の育成・肥育牛
③一般馬	繁殖用雌馬と育成・肥育馬
④種豚	
⑤個別共済	

共済責任期間は

共済掛金を払い込んだ日の翌日から1年間です。
(群単位肉豚は出生後第8月の末日まで)

共済金額は

死亡廃用共済

共済価額※の2割から8割(肉豚は4割から8割)の間で農家が選択した補償割合(付保割合)により算出します。
※共済価額は、農家が飼っている家畜の種類ごと評価額の合計。

疾病傷害共済

病傷共済金支払限度額※を超えない範囲内で農家が申し出た金額が共済金額です。

※病傷共済金支払限度額

＝期首の引受価額×病傷共済金支払限度率
(国から示される)

共済掛金は

共済金額 × 共済掛金率 - 国の負担分

で算出します。

共済掛金は国と農家で負担し、国は限度額以内で牛は5割、豚は4割を負担します。共済目的ごと、農家ごとに決められます。(危険段階別共済掛金率適用)

共済金の支払いは

死亡廃用共済

次の算式により支払限度額まで共済金を支払います。

共済金 = (事故家畜の価額 - 残存物価額^注) × 付保割合

注 残存物価額が基準額を下回った場合は基準額を用いる。

基準額 = 枝肉重量 × 基準単価※ - 処理経費

※ 基準単価は、食肉市場における前年の枝肉取引価額の平均から算定。

疾病傷害共済

共済金額を限度とし、次の式①と式②で算定される額のいずれか低い額を損害の額とし、共済金として支払います。

①家畜共済診療点数 × 1点の価額 × 90/100

②診療その他の行為により農家が負担した費用 × 90/100

果樹共済



加入できるのは

収獲共済

種類	品種
常緑果樹	うんしゅうみかん 早生・普通の品種
	いよかん いよかんの品種
	指定かんきつ はっさく、ネーブルオレンジ、ぼんかん、不知火、清見、セミノール、はるみ、せとか、レモン
落葉果樹	ぶどう デラウェア、ピオーネ、マスカットベリーA、藤稔、シャインマスカット、ロザリオ・ピアンコ、プラスチックハウスで栽培する品種など
	なし 幸水、二十世紀、豊水など
	もも 早生・中生・晩生の品種
	かき 甘がき・渋がきの品種
	くり くりの品種
	キウイフルーツ* さぬきゴールド、香稔、香緑、讃緑、さぬきエンジェルスイート、さぬきキウイっこなど

※キウイフルーツは樹体共済もあります。

加入要件

加入できる面積は、5a以上です。ただし、プラスチックハウスで栽培する品種は、2.5a以上です。
全ての園地を加入しなければなりません。
加入できる樹齢は、樹種ごとに異なります。
高接ぎの場合は、3年目(かきは4年目)以降となります。

共済責任期間は

常緑果樹

春枝の伸長停止期から翌年(指定かんきつは翌々年)の収獲期までです。

落葉果樹

花芽の形成期から翌年の収獲期まで、樹体共済(キウイフルーツ)は7月10日から1年間です。

引受方式は

半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式、樹体共済

対象となる災害は

収獲共済

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因(地震や噴火を含む)による災害、火災、病虫害、鳥獣害など。

樹体共済

収獲共済に掲げる災害で、樹体の枯死、流失、滅失、埋没または損傷を伴うもの。

共済金額は

半相殺方式

$$\text{kg当たり価額} \times \text{園地ごとの標準収獲量の合計} \times \text{補償割合(7割～4割)}$$

全相殺方式

$$\text{kg当たり価額} \times \text{標準収獲量} \times \text{補償割合(7割～4割)}$$

地域インデックス方式

$$\text{kg当たり価額} \times \text{統計単位地域ごとの標準収獲量の合計} \times \text{補償割合(9割～4割)}$$

災害収入共済方式

$$\text{基準生産金額} \times \text{補償割合(8割～4割)}$$

樹体共済

$$\text{標準収獲金額} \times \text{換算係数} \times \text{補償割合(8割～4割)}$$

※標準収獲量は、品種、地域ごとの過去一定年間の平均的な収獲量を基に樹齢、園地・栽培条件に応じて定められた平均的な収獲量です。また、出荷資料、確定申告関係書類により算定することができます。

※kg当たり価額は、品種ごとの香川県の過去一定年間の平均価格で、毎年、農林水産大臣が定めます。

※基準生産金額は、申込者の出荷資料をもとに得られる平均的な生産金額です。

※標準収獲金額は、kg当たり価額に標準収獲量を乗じた額です。

※換算係数は、樹齢に応じた樹体価格を算出する係数です。

共済掛金は

$$\text{共済金額} \times \text{共済掛金率} - \text{国の負担分}$$

で算出します。

共済掛金は国と農家で負担し、国が5割を負担します。種類ごと、品種ごと、農家ごとに決められます。(危険段階別共済掛金率適用)

共済金の支払いは

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{共済金支払率}$$

で算出します。

※共済金支払率は、支払開始割合と損害割合に応じて決められます。

半相殺方式

農家の被害耕地にかかる減収量がその農家の基準収獲量の3割(または4割、5割)を超える減収があったとき、共済金を支払います。無被害園地は基準収獲量が見込収獲量になります。

全相殺方式

農家ごとに減収量の合計が、基準収獲量の2割(または3割、4割)を超えたときに共済金を支払います。

地域インデックス方式

農家ごとに基準収獲量(都道府県の過去5カ年の統計単収の中層3カ年平均、うんしゅうみかんについては過去6カ年の統計単収の中層4カ年平均)を定め、当年の統計単収に基準収獲量の1割(または2割、3割)を超える減収があったとき、共済金を支払います。

災害収入共済方式

基準生産金額を定め、その2割(または3割、4割)を超える減額があったとき、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}}$$

樹体共済

1/2以上の損傷を受けた樹体の損害額が共済価額の1割または10万円のいずれか小さい額を超えるとき、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

畑作物 共済



加入できるのは

大豆、茶(一番茶に限る)です。大豆は白大豆、黒大豆ごとに5a以上、茶は5a以上栽培していることが加入要件です。加入は、栽培する全ての耕地を加入しなければなりません。

共済責任期間は

大豆は、発芽期(移植する場合は移植期)から収穫までです。

通常の圃場乾燥中も含まれます。

茶は、冬芽の生長停止期から収穫までです。

引受方法は

半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式

対象となる災害は

半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式

風水害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因(地震や噴火を含む)による災害、火災、病虫害、鳥獣害など。

災害収入共済方式

上記災害による茶の減収に加え、品質の低下を伴う生産金額の減少も対象になります。

共済金額は

半相殺方式

$$\text{kg当たり}^{\ast 1} \text{共済金額} \times \text{耕地ごとの基準収量量の合計} \times \text{補償割合 (8割、7割、6割)}$$

全相殺方式

$$\text{kg当たり}^{\ast 1} \text{共済金額} \times \text{耕地ごとの基準収量量の合計} \times \text{補償割合 (9割、8割、7割)}$$

地域インデックス方式

$$\text{kg当たり}^{\ast 1} \text{共済金額} \times \text{統計単位地域ごとの基準収量量の合計} \times \text{補償割合 (9割、8割、7割)}$$

災害収入共済方式

$$\text{基準生産金額}^{\ast 2} \times \text{補償割合 (8割、7割、6割)}$$

※1 kg当たり共済金額は、生産者価格を限度とし、毎年、農林水産大臣が定める金額のうちから、農家を選択します。

※2 基準生産金額は、その年の天候を平年並みとし、肥培管理も普通一般並みに行われたとして得られる平年の生産金額です。

共済掛金は

$$\text{共済金額} \times \text{共済掛金率} - \text{国の負担分}$$

で算出します。

共済掛金は国と農業で負担し、国が55%を負担します。種類ごと、類区分ごと、農家ごとに決められます。(危険段階別共済掛金率適用)

共済金の支払いは

半相殺方式

農家の被害耕地にかかる減収量とその農家の基準収量量の2割(または3割、4割)を超える減収があったとき、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

全相殺方式

農家ごとに減収量の合計が、基準収量量の1割(または2割、3割)を超える減収があったとき、共済金を支払います。JAへの出荷実績、確定申告関係書類で数量を調査します。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

地域インデックス方式

農家ごとに基準収量量(市町の過去5カ年の統計単収の中庸3カ年平均)を定め、当年の統計単収が基準収量量の1割(または2割、3割)を超える減収があったとき、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

災害収入共済方式

基準生産金額を定め、その2割(または3割、4割)を超える減収があったとき、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}}$$

※共済限度額は、基準生産金額×8割(または7割、6割)です。

園芸施設 共済



加入できるのは

[共済目的]

- 特定園芸施設…農作物を栽培するためのガラス室、プラスチックハウス、雨よけ施設、多目的ネットハウス
- 附帯施設…暖房機、かん水施設など
- 施設内農作物…施設内で栽培される野菜、花き等の農作物
- 撤去費用…自然災害などで損壊した場合に発生する廃材の片付けや解体作業などの費用
- 復旧費用…施設本体や附帯施設を復旧するために要する費用

施設内農作物の種類

葉菜類	ネギ、グリーンアスパラガス、パセリなど
果菜類	イチゴ、キュウリ、トマト、ミニトマトなど
花き類	菊、カーネーション、バラ、マーガレットなど

共済責任期間は

掛金の払い込まれた日の翌日から1年間です。ただし、次の場合には、1月以上1年未満とします。

- 共済責任期間の始期または終期を統一する場合
- 当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

対象となる災害は

- 風水害、雪害、ひょう害、その他気象上の原因(地震や噴火を含む)による災害
- 火災、破裂、爆発、航空機の墜落や接触、航空機からの物体の落下
- 車両やその積載物の衝突、接触
- 病虫害※、鳥獣害

※病虫害事故除外方式を選択した場合は、対象外です。

共済金額は

特定園芸施設ごとに共済価額の40%から80%の範囲内で農家が申し出た金額とします。ただし、補償金額の引上特約に加入した場合は100%まで補償されます。

共済金が支払われた場合でも、同一責任期間中の共済金額は減額になりません。

共済掛金は

$$\begin{aligned} \text{共済金額} &= \text{被覆期間の当該掛金率} \times \text{被覆期間割合} \\ &+ \text{未被覆期間の当該掛金率} \times \text{未被覆期間割合} \end{aligned}$$

施設内農作物の場合は被覆期間のみで算出

共済掛金は国と農家で負担し、国が5割を負担します。

ただし、復旧費用や各種特約に係る掛金に関しては、国庫負担はありません。

共済掛金率は、それぞれの共済目的ごとに決められます(危険段階別共済掛金率適用)。

希望の掛金に沿った加入内容を選択できます。

◆集団加入による共済掛金の割引措置 → 割引率5%

生産者部会等とNOSAI香川において一斉加入の協定を締結し、締結前より加入率が増加して8割以上の加入率に達すると割引引きとなります。

◆一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置

①10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率20%

②5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率10%

◆補強した施設の共済掛金の割引措置 → 割引率15%

パイプハウスのうち、パイプの太さがφ31.8mm以上の施設の共済掛金を割引します。

共済金の支払いは

施設ごとに、損害額が次の金額を超える場合に共済金を支払います。

- 小損害不填補の基準金額
・1万円(特約)・3万円(または共済価額の5%)
・10万円・20万円・50万円・100万円

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

※損害額＝

$$(\text{特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物・撤去費用額・復旧費用額の被害額}) - (\text{残存物価額} + \text{賠償金等})$$

- 撤去費用共済金・復旧費用共済金

$$\text{共済金} = \text{領収書または請求書の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

※自力で復旧を行った場合には、労務費相当額として㎡当たり100円を加算して支払います。

建物 共済



加入できるのは

組合の区域内に住所があり、農業に従事する方の**建物**や、その建物に収容されている**家具類**または**農機具**などです。契約の単位は1棟ごとです。

共済責任期間は

共済掛金を払い込んだ日(または申し出により共済証券に記載の日)の午後4時から1年間です。

共済の種類は

「火災共済」と「総合共済」の2種類があります。

共済金額は

家具類等も含めて建物1棟当たり火災共済は**6,000万円**、総合共済は**4,000万円**まで加入することができます。

共済掛金は

共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などで決まります。

共済金を支払う事故は

火災共済

火災、落雷、破裂、爆発、建物外部からの物体の衝突(風水害等自然災害に起因するものは除く)、建物内部での車両・積載物の衝突、給排水設備に生じた破裂など偶然性のある事故による水ぬれ損、盗難によって生じたき損・汚損、騒乱に伴う破壊行為による損害です。

これらの事故を総称して「火災等の事故」といいます。

総合共済

上記の火災共済に掲げる「火災等の事故」に加えて、風水害や地震などの自然災害による損害です。

費用共済金のお支払い

共済金のお支払いの際には、事故の状況により下記の各種費用共済金が加算されて支払われます。

- ・残存物取片付け費用共済金※
- ・特別費用共済金※
- ・損害防止費用共済金※
- ・地震火災費用共済金(火災共済のみ)
- ・失火見舞費用共済金
- ・水道管凍結修理費用共済金

※地震等による損害を除きます。

臨時費用担保特約付に加入の場合

- ・損害に伴い生じた臨時の費用として**損害共済金に農家が選択した給付割合を乗じた額**をお支払いします。(1棟250万円限度)※地震等による損害を除きます。
- ・死亡・後遺傷害共済金として1名ごとに**共済金額の30%**(1事故1名ごとに200万円を限度)をお支払いします。(自然災害に起因するものは除く)

共済金の支払いは

損害共済金のお支払い

共済価額と共済金額の加入割合に応じて支払います。

◆共済金額を限度に損害共済金が支払われます。

火災共済・総合共済【火災等の事故の場合】

共済金額が共済価額の80%以上のとき	共済金額が共済価額の80%未満のとき
損害共済金 = 損害額	損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$

総合共済【自然災害による事故(地震等を除く)の場合】

損害の額が共済価額の80%以上のとき	損害の額が共済価額の80%未満のとき
損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$	損害共済金 = $\frac{\text{共済価額の5\%に相当する額または10,000円のいずれか低い額}}{\text{損害額}} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$

総合共済【地震等による事故の場合】

損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{共済価額}}$
※損害額は、建物に係る損害(建物の損害割合が5%以上となった場合に限り)の額と家具類や農機具に係る損害(家具類や農機具の損害割合が70%以上となった場合または家具類や農機具を収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限り)の額の合計額。

建物や家具類等の価値を超えた契約の場合には、共済金額を減額してお支払いすることになります。

NOSAIと他の保険の支払額の合計が損害額を超える場合は、損害額を上限とし、それぞれの加入割合により損害共済金をお支払いすることになります。

小損害実損填補特約付に加入の場合

共済事故による損害の額が**選択した額以下(30万円または50万円のいずれか)**の小損害事故の場合に限り、実損害額をお支払いします。火災共済、総合共済のいずれにも付帯することができます。

※1 この特約は1棟あたり共済金額が1契約ごとに1,000万円以上である場合に付帯できます。

※2 共済事故が自然災害で損害の額が1万円に満たない場合は損害共済金はお支払いできません。

※3 地震等による損害を除きます。

農機具 共済



加入できるのは

組合の区域内に住所があり、農業に従事する方の所有するトラクター、耕うん機、コンバイン、田植機、乾燥機、動力運搬車などの農業用機械です。契約の単位は、農機具1台ごとです。

中古で購入された農機具は付保割合条件付実損填補特約により加入いただけます。

共済責任期間は

共済掛金を払い込んだ日(または申し出により共済証券に記載の日)の午後4時から1年間です。

共済金額は

農機具1台ごとに、新調達価額※の範囲内で**3,000万円**まで加入いただけます。

※新調達価額とは、加入される農機具と同機種、同銘柄で、同程度の性能を有する新品農機具の現在の市場価格。

共済掛金は

『無事故割引・有事故割増』を適用

- 基本共済掛金は1万円当たり40円です。
- 契約更新時に前2年間無事故であれば、掛金が割引になり、前1年間の共済金支払回数に応じて掛金が割増となります。(等級適用例参照)

無事故割引・有事故割増等級表

掛金等級	割増等級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
割増係数	17.000	10.000	7.500	5.000	3.750	3.500	3.250	3.000	2.750	2.500

掛金等級	割増等級									
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・割増係数	2.250	2.000	1.750	1.500	1.250	1.050	1.000	0.9875	0.975	0.9625

掛金等級	割引等級								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
割増係数	0.950	0.9375	0.925	0.9125	0.900	0.8875	0.875	0.8625	0.850

等級適用例(共済金額100万円の場合)

年度 等級	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
14等級			6,000円	6,000円				
15等級		5,000円			5,000円			
16等級						4,200円		
17等級 基本等級	4,000円						4,000円	
18等級								3,950円
事故状況	事故 2回支払	事故 1回支払	無事故	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

各種特約があります

付保割合条件付実損填補特約

中古で購入された農機具は、この特約により損害共済に加入いただけます。

自動継続特約

責任が終了する日に同一内容で契約を継続更新できる特約です。

共済金を支払う事故は

稼働中の事故

衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込みなど

火災等の事故

火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、鳥獣害、盗難による盗取・き損、第三者行為による不可抗力のき損(警察への被害届が必要)

自然災害の事故

台風、洪水、暴風雨、高潮、土砂崩れなど
(地震、噴火、津波による損害は除く)

共済金の支払いは

衝突などの損害を受けたとき、農機具の新調達価額と共済金額の加入割合に応じて共済金をお支払いします。

- 共済金額を限度に損害共済金が支払われます。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

※損害額は、修理業者等の修理費を参考に認定します。ただし共済金額が限度となります。また、洗車費用、出張料など一部損害額と認定しない費用もあります。

共済事故による損害のうち、約款等に定める免責基準に該当する場合、免責基準一覧表に掲げる各項目の免責割合で損害額を減額します。

復旧義務

損害を受けた場合、1年以内に復旧をお願いします。もし、1年以内に復旧されない場合は、「時価損害額」を基準にお支払いすることになります。

農機具を入れ替えた場合

買い替え等で農機具を入れ替えた場合でも、以前の等級を引き継ぎます。ただし、新しい農機具を取得した日から14日以内に通知がない場合は、基本等級に戻ります。(割引等級の場合のみ)

収入 保険



加入できるのは

青色申告をしている農業者(個人・法人)です。

加入申請時に、青色申告(「正規の簿記」または「簡易簿記」)をしていれば加入できます。

対象となる農産物等

- ・農業者が自ら生産した農産物等の販売収入全体を対象とします。(仕入れ販売は対象外)
- ・「所得」ではなく「収入」を補償の対象とします。(経費は対象外)
- ・畑作物の直接支払交付金(数量払)は収入金額に含めます。
- ・補助金、交付金(上記以外)、受託収入は収入金額に含めません。
- ・簡易な加工品(精米・荒茶など)は収入金額に含めます。

保険期間は

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

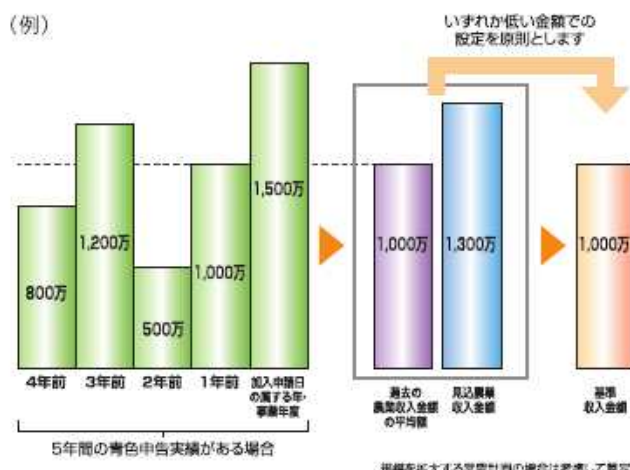
対象となる農業収入金額は

次のとおり計算します。

$$\text{農業収入金額} = \text{対象農産物等販売金額} + \text{事業消費金額} + [\text{期末棚卸高} - \text{期首棚卸高}]$$

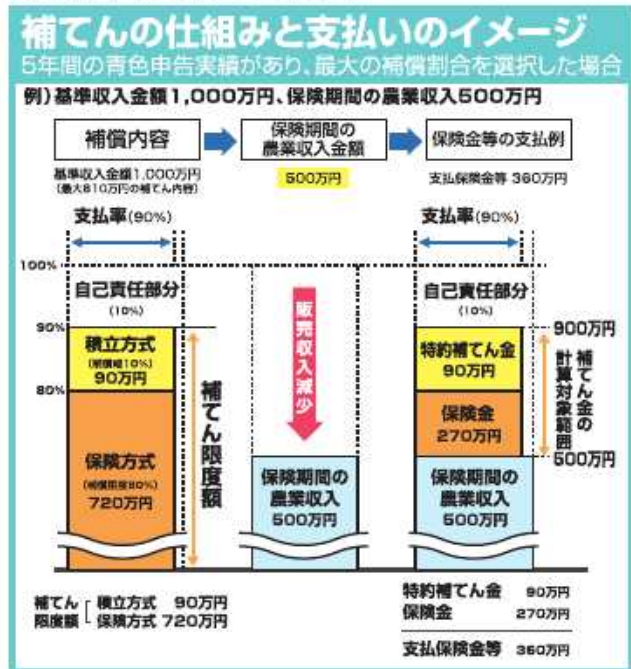
基準収入金額の設定は

補償金額を決めるための基準となる基準収入金額は、過去(最大5年)の農業収入平均額と、保険期間中に見込まれる農業収入金額のいずれか低い金額で設定します。



補てんの仕組みと保険金等の支払い

補てんの保険料が経営の負担にならないようにするため、掛捨ての**保険方式**と掛捨てとにならない**積立方式**の組み合わせとすることを基本とします。



- ・最大の補償を選択した場合、当年の収入が基準収入金額の90%(補てん限度額)を下回った場合に、下回った額の90%(支払率)をお支払いします。
- ・青色申告提出年数によって保険方式の選択できる補償限度が変わります。
- ・補償の下限を設定した、保険料等の安いタイプもあります。

保険料等

- ・保険料等は、保険金の受け取り実績に応じて変動する保険料率、基準収入金額、補てん方式、補償限度、補償幅、支払率等により決定します。
- ・保険料と付加保険料は50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ・積立金は農家の「預け金」なので、補てんに使われなければ翌年に持ち越されます。
- ・保険料、積立金は分割して納入することができます。

類似制度との関係

収入保険と農業共済や野菜価格安定対策事業などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

肉用牛 肉用子牛 肉豚 鶏卵

上記の品目は、マルキン制度等が措置されているため加入できません。
複数品目を生産している場合は、上記を除き加入できます。

※農業共済のうち、固定資産を対象とする果樹共済(樹体共済)、園芸施設共済(本体)、家畜共済(固定資産タイプ)、農機具共済、建物共済は同時に加入できます。

損害防止事業

農家の鳥獣害・病虫害による農作物等の被害の軽減と農業経営の安定、また地域農業の維持振興を目的に、毎年損害防止事業に取り組んでいます。今年度も引き続き支援しますのでぜひ、ご活用ください。

事業の種類	交付基準、交付金額、貸出規定
1. 獣害防護器具購入助成	
(1) 獣害防止対策	
①電気柵等の設置助成	本体と付属機器の購入価格の4分の1以内とし、補助金限度額は、組合員等当たり35,000円(香川県農業協同組合から同額助成) ※付属機器のみの購入も助成対象
②ネット等の設置助成	獣害防除ネット代金の4分の1以内とし、補助金限度額は、組合員等当たり35,000円(香川県農業協同組合から同額助成) ※対象は獣害に限る
③金網柵等の設置助成	購入価格の4分の1以内とし、補助金限度額は、組合員等当たり35,000円(香川県農業協同組合から同額助成)
※ただし、①、②、③設置助成は、市町等補助事業との関連から、各支所にて助成単価を設定することとする。	
(2) 地域で獣害防止対策に取り組む場合	
組合員等3名以上の場合で、地域を一体的に「ネット」、「電気・金網柵」などで整備する場合、(1)に準じる。 補助金限度額は、一事業当たり105,000円(香川県農業協同組合から同額助成) ※国または県の補助対象事業は除く	
(3) 法人の場合	
「ネット」、「電気・金網柵」などで整備する場合、(1)に準じる。 補助金限度額は、一事業当たり105,000円(香川県農業協同組合から同額助成) ※国または県の補助対象事業は除く	
2. 捕獲用箱わな、電子防鳥器等購入費助成	
1台当たり代金15,000円または購入価格の4分の1を限度とし、どちらか低い金額 補助台数は、組合員等当たり2台以内(香川県農業協同組合から同額助成)	
3. わな猟、第一種銃猟狩猟者登録経費助成	
わな猟(箱わな・くくりわな)、第一種銃猟を行う狩猟者の登録時に必要な狩猟税の2分の1を助成 ※有害鳥獣捕獲許可登録者に限る	

- ・事業の実施は、年度ごとに予算の範囲内で実施します。
- ・助成金は12月(前期)、3月(後期)の2期にお支払いします。
- ・損害防止事業の申請や経費助成を受ける方は、最寄りの支所、出張所まで申請書と見積書を提出し、お申し込みください。
- ・令和7年度から、香川県農業協同組合からも同額助成があります。ただし、上記3は対象外です。
- ・この他、県内共通貸し出し器具として自走セット動噴1台を支所に設置しています。(貸し出し器具に関しては支所、出張所にお問い合わせください。)
- ・お申し込みは、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、収入保険の加入者および構成員と、そのご家族の方で、それぞれの共済事業等における鳥獣被害の防止目的が条件となります。(自家野菜などは対象になりません)

香川県農業共済組合事務所所在地

本 所	〒761-8083 高松市三名町東原5-6 URL http://nosai-kagawa.jp 収入保険課 E-mail syunyu@nosai-kagawa.jp	TEL 087-888-2121 FAX 087-888-3031 E-mail soumu@nosai-kagawa.jp
東 部 支 所	〒761-0904 さぬき市大川町田面王子1-2	TEL 0879-43-4121 FAX 0879-43-4123 E-mail toubu@nosai-kagawa.jp
高 松 支 所	〒761-8083 高松市三名町東原5-6	TEL 087-888-1146 FAX 087-888-1149 E-mail takamatu@nosai-kagawa.jp
小豆出張所	〒761-4102 小豆郡土庄町大木戸沖甲5165-169	TEL 0879-62-0694 FAX 0879-62-9005 E-mail syozu@nosai-kagawa.jp
中 讃 支 所	〒761-2401 丸亀市綾歌町岡田上重永1608-1	TEL 0877-35-7735 FAX 0877-35-7746 E-mail chusan@nosai-kagawa.jp
三 豊 支 所	〒768-0022 観音寺市本大町本村道東1378-3	TEL 0875-25-2482 FAX 0875-25-5149 E-mail mitoyo@nosai-kagawa.jp
中央家畜診療所	〒761-8083 高松市三名町東原5-6	TEL 087-889-0473 FAX 087-889-0476
東 部 分 室	〒761-0904 さぬき市大川町田面王子1-6	TEL 0879-43-4676 FAX 0879-43-4612
小 豆 分 室	〒761-4102 小豆郡土庄町大木戸沖甲5165-169	TEL 0879-62-6122 FAX 0879-62-9005
中讃家畜診療所	〒761-2401 丸亀市綾歌町岡田上重永1608-1	TEL 0877-86-5210 FAX 0877-86-5222
三豊家畜診療所	〒768-0022 観音寺市本大町本村道東1378-12	TEL 0875-25-2927 FAX 0875-25-2835

